

統計の散歩道

外国人労働者に関する2つの誤解

国立社会保障・人口問題研究所 是川 ユウ
人口動向部研究員

急激な少子高齢化を経験するわが国では、外国人労働者の受け入れについて話題となることが多い。最近では、政府の成長戦略における、高度外国人材の活用や、東京オリンピックの建設労働者への需要増加への対応といった形で言及されている。しかし、わが国には既に200万人を超える外国人が居住しており¹⁾、その多くが何らかの形で経済的活動にかかわっている。外国人労働者について考える際には、まずこのことについてよく知る必要がある。こうした中、わが国における外国人労働者については、大きく2つの誤解が存在するといえよう。それらは、わが国はグローバルな移民の目的地としてマイナーであり、わが国には移民と呼ぶべき人たちは存在しないというものである。しかし、各種統計を見るとこうしたイメージが誤解であることがわかる。

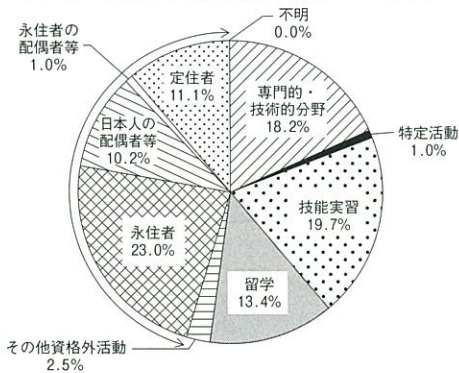
まず、わが国における外国人労働者について、その在留資格別の内訳を見ると(図)、総数の約45%にあたる308,689人が「永住」などの「身分に基づく在留資格」であることがわかる。その中でも「永住」の割合は23.0%であり、就労を目的とした「専門的・技術的分野の在留資格」の18.2%よりも大きい。つまり、わが国における外国人労働者は定住化する中で経済的活動を行っており、その意味で移民に近い存在であるといえよう。また、わが国に居住する外国人のうち、主要な国籍である中国、韓国(朝鮮)、フィリピン、ブラジルについて、それぞれの出身国からの移民の主な目的地を見ると(表)、いずれの場合でも、わが国は米国(あるいはカナダ)に次いで主要な目的地となっている。つまり、わが国は、国際移動の目的地としてマイナーな存在であるとは言えないのである。

外国人労働者の受け入れについて検討するにあたっては、既にわが国がこのような位置づけにあることを踏まえ、責任ある行動をとることが求められるだろう。

文 献

1) 法務省在留外国人統計(2013年6月公表)

図 外国人労働者の在留資格別内訳(平成24年10月現在)



出典 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

表 送出国ごとの国際移動の主な目的地(2005/06年)

送出国	主な目的地		
	1位	2位	3位
中国	米国 46.1	カナダ 16.7	日本 12.1
韓国(朝鮮)	米国 59.3	日本 25.9	カナダ 6.3
フィリピン	米国 67.0	カナダ 11.9	日本 4.7
ブラジル	米国 39.2	日本 20.7	ポルトガル 10.5

出典 Connecting with Emigrants: A Global Profile of Diasporas, OECD2012

統計の散歩道

潜在的二重国籍者の推移

国立社会保障・人口問題研究所 コレカワ ヌウ
人口動向部主任研究官 是川 夕

国籍法の定めるところによると、出生時に日本国籍を取得するためには、少なくとも父母の一方が日本人である必要があるとされる（国籍法2条）。また、平成20年（2008年）の国籍法改正により、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得することができるようになった（国籍法3条）。

こうした国籍法の考え方は、「血統主義」といわれる。国籍の取得について、こうした血統主義を取る国は日本だけではなく、例えばドイツなどもそうであるが、これに対して、父母の国籍を問わず、自国で生まれた者に国籍を付与する「出生地主義」という考え方をとる国もあり、アメリカ等がそうである。そうすると、父が日本人で、母が血統主義の国である場合、子は、父と母の国の国籍を持つ二重国籍になる。また、両親とも日本人でも、アメリカで生まれれば、日本とアメリカの両方の国籍を持つことになる。

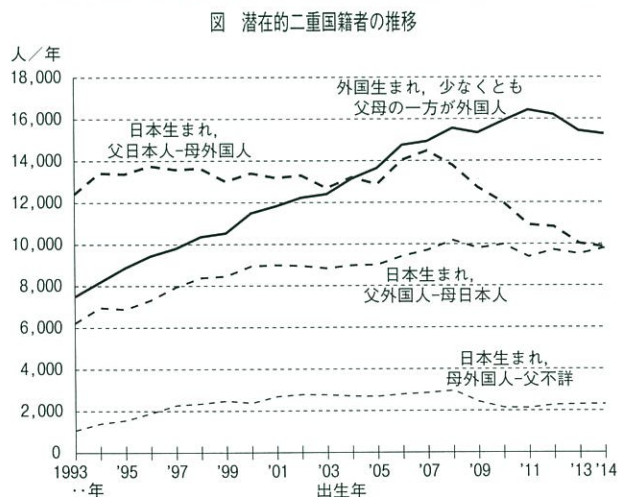
日本の国籍法では、こうした二重国籍者については、22歳に達するまでに（20歳に達した後にも二重国籍になった場合は、二重国籍になった時から2年以内に）どちらかの国籍を選択する必要があるとされている。

では、グローバル化が進む昨今、日本においてこのような出生に由来する二重国籍の者はどの程度存在するのであろうか？人口動態統計の出生に関するデータを見ることで、これを明らかにしたい。

まず、人口動態統計で、潜在的に二重国籍となる者の条件を整理すると、①日本生まれで父母の一方が外国人、②少なくとも父母の一方が日本人で海外で出生、③日本生まれで母は外国人で父不詳（婚外子）となり、それぞれ、おおまかには①日本在住の国際結婚カップルの子ども、②海外で生まれた日本人カップル／海外在住の国際結婚カップルの子ども、③アジア人女性と日本人男性の間の婚外子に対応すると考えられる。

なお、①②については、2014年中には全員が国籍留保の上限の22歳に達すると考えられる1993年生まれ以降の子ども、同じく2014年には日本国籍取得の上限の20歳となる1995年生まれ以降の子どもを観察対象とする。

それぞれの推移を見ると（図）、①は2007年以降、父日本のケースが減少している他、母日本のケースはほぼ横ばいで推移している。



②は全期間を通して急速に増加した後、2000年代後半以降、ほぼ高止まり／若干の減少をしている。③は期間中緩やかに増加し、2009年以降、一時的に減少した後は、ほぼ横ばいで推移している。

その結果、2014年時点で潜在的に二重国籍である者は約80万人程度となる。

注) ここで「潜在的に二重国籍である者」の数は、二重国籍になる条件を持った①～③の者の合計数であり、実際に二重国籍を持っている者の数ではない。

統計の散歩道

近代以降の日本における国際人口移動の推移

国立社会保障・人口問題研究所
人口動向部主任研究官 **是川 ユウ**

日本政府観光局は、2015年度に日本を訪れた外国人旅行者数が前年度比45.6%増の約2135万9000人となったと発表した。また、今後、2020年のオリンピック開催に向け外国人労働者の受け入れに関する議論が活発になっている。こうした外国人の受け入れが進むと同時に、日本企業の活動のグローバル化や海外に就職先を求め人等の増加により、海外に出て行く邦人も増加してきている。

こうした邦人の海外進出と外国人の日本への受け入れの増加は、航空機等の輸送手段の発達、情報化の進展、資金の国際的移動等を背景とした経済活動のグローバル化の流れの中で生まれてきているものであり、固定相場制が採用され、海外渡航が制限されていた1960年代初めごろとは全く違った状況になっている。

それでは、それ以前の時期、例えば、第二次世界大戦前の日本においては、こうした国際的な人口移動はみられなかったのであろうか。実は、戦前の日本においても、邦人を海外に送り出す動きについては存在した。それは、台湾併合、日韓併合、大陸進出等の活動によるものであった。

近代以降の日本における国際人口移動はどのように変化してきたのであろうか（図）。

戦前と前後における海外在留邦人および国内外国人の推移を振り返ると、興味深いことがみえてくる。まず、明治期以降しばらくの間、海外在留邦人も日本に居住する外国人もほとんどみられず、その動向は大陸進出の動きと連動していたということである。例えば、海外在留邦人人口は、1896年の台湾併合を皮切りに増加し始め、その後も大陸進出の拡大とともに増加し、日中戦争の始まった1936年には2,670,392人にまで達していた。その一方、日本に居住する外国人は、日韓併合後、しばらくしてから増加し始め、太平洋戦争開戦直前の1940年には1,304,286人に達していたことがわかる。

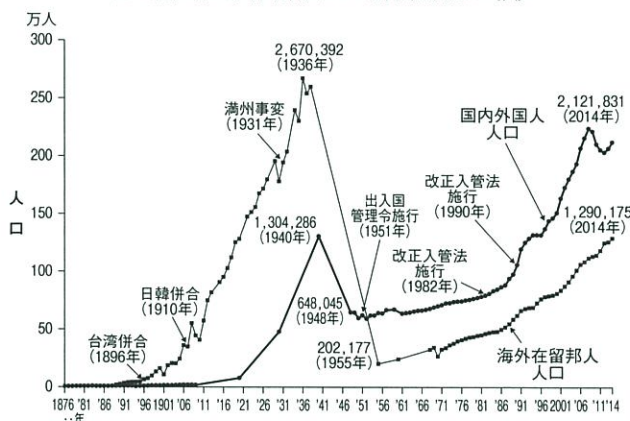
しかし、この傾向は敗戦を境に大きく変化した。海外在留邦人は敗戦とともにその多くが日本へ引き上げたことから、1950年代になっても戦前のピーク時の13分の1以下の20万人程度にとどまっていた。一方、日本に居住する外国人人口は、1980年代後半まで60~70万人台で推移してきた。

こうした動きは、海外在留邦人についてみると、1960年代の海外渡航自由化以降にわずかに増加

を始めた後、1980年代に入ってから、日本企業のグローバル化等に伴い、一挙に増加に転じた。さらに、日本に居住する外国人については、1990年の入管法改正以降、急速に増加し、現在では戦前のピークを越え、210万人台を推移している。

このように、近代以降の日本における国際人口移動は、日本の国家としての歩みを反映した動きをみせている。今後、グローバル化はさらに進展し、国際人口移動はさらに大きくなっていくものと思われる。

図 明治以降の海外在留邦人および国内外国人人口の推移



出所 日本長期統計総覧（日本統計協会）、1987年、海外在留邦人統計（外務省）、在留外国人統計（法務省）等から筆者作成。
注 1945年以降の国内外国人人口は、在留外国人統計の中期滞在者の定義に基づき、短期滞在、技能実習等の一時的滞在者を除いた値。

統計の散歩道

日本は移民に対して閉鎖的なのか？

国立社会保障・人口問題研究所 是川 ユウ
人口動向部主任研究官

日本は、移民受け入れ政策を採っていないといわれ、移民に対して閉鎖的な国だと思われている。実際、主要先進国の年間移民受け入れ人数を見ると、日本は圧倒的に少ない（図1）。しかし、本当にそうだろうか？

移民受け入れといった場合、大きく分けて4つのルートに分けられる。それらは、高度人材からなる労働移民^注、先に入国した移民の家族呼び寄せや、国際結婚からなる家族移民、難民など人道的移民、そしてシェンゲン協定によるEU域内の自由移動である。

一方、移民に対する開放性に関して評価の対象となるのは事実上、労働移民に限定される。なぜなら、開放性について議論する場合、その前提として、国家の裁量が担保されている必要があるが、この4つのルートの内、労働移民を除く、家族移民、人道的移民、自由移動は、人権および制度的な理由から国の主体的なコントロールが困難なためである。

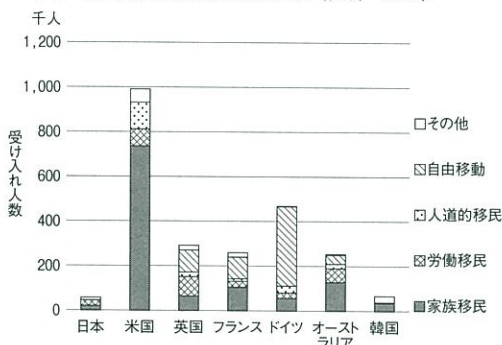
したがって、労働移民に限定すると、移民受け入れ全体を見ていた場合とは異なる様相が浮かび上がってくる。つまり、移民総数では主要先進国と比較して圧倒的に少ない日本の受け入れは、労働移民に限定したとたん、他の主要先進国と比較しても遜色なくなるのである。実際、日本の労働移民受け入れは、英国やオーストラリアと比べれば少ないものの、フランスやドイツと受け入れ人数はほとんど変わらないし、総人口比ではアメリカとでさえ同程度に並ぶ（図2）。

こうした違いが生まれるのは、主要先進国の移民受け入れが、家族呼び寄せや人道的移民、およびEU域内の自由移動など、国の裁量の範囲外にあるルートを通じた移民によって多くを占められているためである。一方、労働移民に関しては、日本も他の先進国と同様、積極的な高度人材の受け入れをこれまで行っており、その点で遜色がないのは当然の結果ともいえる。

つまり、こうしたことから、日本は、少なくとも政策的には、移民に対して閉鎖的とはいえないと考えることもできるだろう。

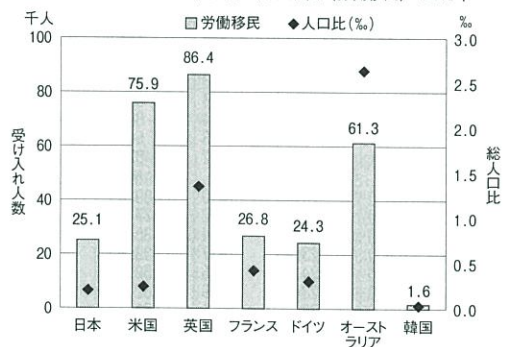
注 現在、非熟練労働者の受け入れを公然と行っている先進国は見られないため、労働移民といった場合、事実上、高度人材に限定される。また、企業内転勤や技能実習生、留学生等、一定期間の後、帰国することが予想される人たちはこれに含まれない。

図1 主要先進国の移民受け入れ規模（総数）-2013年-



資料 International Migration Outlook 2015 (OECD)

図2 主要先進国の移民受け入れ規模（労働移民）-2013年-



資料 図1と同じ。

統計の散歩道

外国人労働者にみる多様性

国立社会保障・人口問題研究所 コレカフ ユウ
国際関係部室長 **是川 夕**

平成29年1月に厚生労働省より公表された『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（以下、同報告）において、平成28年10月末時点でわが国で働く外国人労働者数が約108万人に達していることが明らかにされた。この数値は平成19年に本届出が義務化されて以降、最高であり、前年同期比で175,873人（19.4%）の増加となり、4年連続で最高値を更新した。

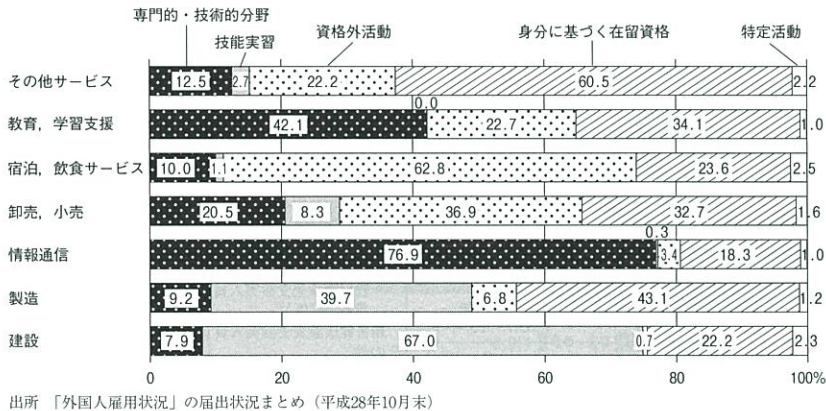
しかし、その一方で、外国人労働者108万人がどのような人々から構成されるのかといった点については、十分な関心が払われてこなかった。以下では、同報告に含まれる在留資格別・産業別外国人労働者数の構成を見ることで、こうした点について明らかにしていきたい（図）。

ここから見て取れるのは、産業によりそこで働く外国人労働者の性質が大きく異なるということである。情報通信業ではそこで働く外国人労働者の76.9%が専門的・技術的分野の在留資格を有する反面、建設業では同割合は7.9%と非常に低く、代わって高度な技能など有さない技能実習生が67.0%を占める。また、留学生のアルバイトなどからなる資格外活動が宿泊、飲食サービスで62.8%を占めているなど、産業ごとの違いが非常に大きい。また、どの産業でも身分に基づく在留資格が占める割合が小さくないのも特徴的である。

これは、一口に外国人労働者といっても、入国の経緯から始まり、学歴、配偶関係、居住期間など、異なる社会経済的属性を有する人たちが日本で働いていることを意味する。例えば、情報通信業では2000年代以降、アジア諸国との情報処理技術者資格の相互認証が進んでおり、海外で取得した資格をもとに日本で働く道筋が開かれていることが、同産業における専門的・技術的分野の在留資格の保有者の多さにつながっている。宿泊・飲食サービスにおいて資格外活動が多い背景には、日本政府によって留学生受け入れの拡大が推進される一方、国内の奨学金制度が不十分なため、多くの留学生が学業を続けるためには働かざるを得ないといった事情がある。また、製造業、建設業で技能実習生が多いことは、これらの産業がアジア諸国において有望な出稼ぎ先の一つとして確立していることを示すものである。

今後、さらに外国人労働者が増えることが予想される中、単にその総数の変化に注目するだけでなく、背景にあるこのような多様性に常に注意を払う必要があるだろう。

図 在留資格別・産業別外国人労働者数の構成



統計の散歩道

現代の若者は本当に「内向き」か？

—年齢別入国超過率の推移からみる若者の海外渡航の傾向—

国立社会保障・人口問題研究所 コレカワ ユウ
国際関係部第二室長 **是川 夕**

現代の若者は「内向き」であるとよく言われる。例えば、米国の大学に留学する日本人生徒数が、近年、中国やインド等の他のアジアの国々に抜かれたといった事がその例として挙げられたりする。実際、文部科学省の資料によれば2005年には82,945人の日本人が留学していたものの、2014年には53,197人まで約36%も減少している¹⁾。しかし、本当に現代の若者は「内向き」なのであろうか？

こうした議論に欠けているのはこの間、日本では若年人口が急速に減少したという認識である。例えば18～22歳人口は2005年には7,172千人であったものが2014年には6,156千人と約14%も減少している。こうした背景を考えるならば、別に「内向き」にならずとも実数で見れば日本人留学生数は減って当然なのである。

しかし、14%と36%ではまだ倍以上の開きがある。この点について総務省統計局より毎年公表されている人口推計年報²⁾から、日本人の性、年齢別の入国超過率を求めると興味深い事実が見えてくる(図)。なお、これは毎年の入国者(帰国者)と出国者の差分を性・前年の年齢別人口に対する比として出したものであり、これがマイナスの場合、出国者が(帰国者よりも)多いことを意味する。

その結果、2010～14年は2000～2004年と比べて、男女ともに18～22歳にかけて見られる入国超過率のマイナス幅が緩和され、出国超過の傾向が弱まっている。しかも、同率は22歳になると急激にプラスに転じ、出国者より帰国者が多くなる事がわかる。つまり、最近の若者は2000年代初頭と比べるとあまり留学をせず、また留学したとしてもより短期間で帰ってくるようになっているといえよう。これだけみれば、確かに近年の若者は「内向き」になっているようにも見える。

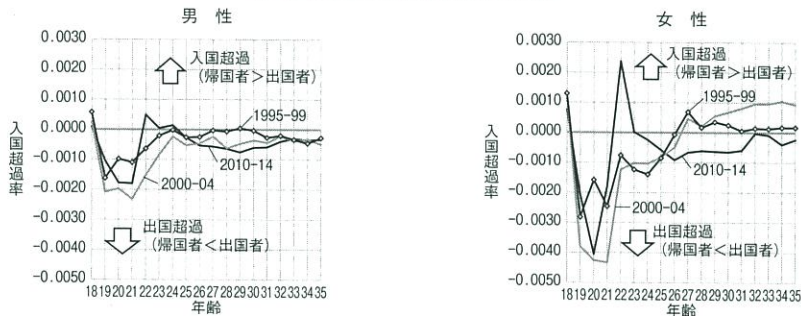
しかしその一方で、20歳代後半から30歳代前半にかけての入国超過率は再びマイナスと出国超過に転じ、その傾向は過去と比べてもより顕著であることは、こうした解釈が一面的であることを示している。つまり、現代の若者の間では、留学だけではなく仕事や様々な機会で海外に出る傾向が強くなっているのである。もちろん、20代前半にかけても1990年代と比べれば出国超過の傾向は依然として強い。

現代の若者は「内向き」になっているとは言い難い。むしろ、海外での生活をライフコースの中でより戦略的に位置づけることで、より「外向き」になっているとさえ言えるのである。

文 献

- 1) 文部科学省、2017「外国人留学生在籍状況調査」および「日本人の海外留学者数」等について、(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1345878.htm)
- 2) 総務省統計局、1996-2015「人口推計年報」

図 日本人男女の年齢別入国超過率の推移



出典 総務省統計局、人口推計年報

統計の散歩道

増えるグローバル人材?!

国立社会保障・人口問題研究所 コレカワ ムウ
国際関係部第二室長 **是川 夕**

近年、海外で学ぶ日本人留学生在が減少していることから、若者の内向き志向がたびたび指摘されている。こうした点については、今年2月号の本コラムにて、そもそもわが国の18～22歳人口の規模が小さくなっていることや、また近年、より広い年齢層で海外に出て行く傾向がみられることを紹介し、必ずしも内向きになっているとはいえないことを示したところである。今回のコラムでは、それにとどまらず、海外で暮らす（学ぶ）日本の若者がむしろ増えていることを紹介したい。

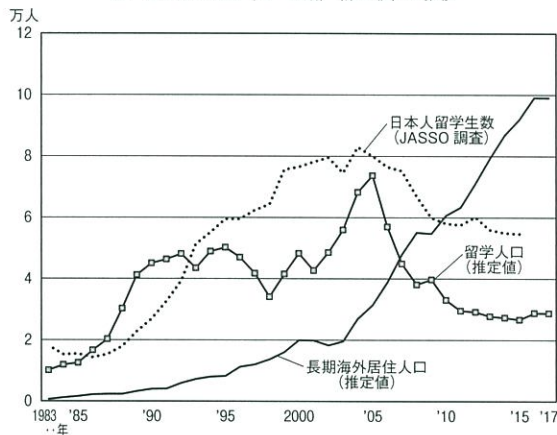
総務省統計局より毎年公表されている人口推計年報では、日本人の性年齢別の出国超過数を掲載しており、これを足し上げることでおおよその在外邦人人口を推定することが可能となる^{注1)}。本稿では大学生に相当する年齢として18～22歳在外邦人人口を推定するとともに、さらに同人口を18歳以降、主に留学を目的として出国したと思われるグループと（留学人口（推定値））、18歳未満で出国しその後18～22歳になるまで海外で暮らしていると考えられるグループ（長期海外居住人口（推定値））とに分けて推定した（図）。

その結果、留学人口（推定値）は文部科学省の公表値とほぼ一致しており、2005年にピークアウトしその後、減少している一方、留学期以前から海外に居住してそのまま18～22歳を迎えた日本の若者は1980年代以降、一貫して増加し、留学人口（推定値）を上回って推移していることがわかる。そして、この内の大半が大学等の高等教育機関に学んでいると考えるならば海外で学ぶ日本人の減少は起きていないことになる。

こうした背景には、1980年代項、海外で暮らす日本人人口が増加の一途をたどっており、それにより両親に伴われて幼少期より海外で暮らし、そのまま成人期を迎える子どもが増えていることがあるといえる。

つまり、日本人留学生の減少は若者人口の縮小だけではなく、留学の機会を待たずとも、もともと海外で暮らす若者の増加によっても起きていると考えられるのである。さらに、こうした結果を踏まえるならば、日本の若者に占めるグローバル人材の割合は高まっているさえいえるのであり、

図 在外邦人人口（18～22歳）（推定値）の推移



出所 人口推計年報、日本版死亡データベース（JMD）より筆者推定
注 留学人口（推定値）とは18歳以降、日本を出国しその後、18～22歳時点で海外に暮らす者。長期海外居住人口（推定値）とは17歳以前に日本を出国し、その後海外で18～22歳になった者を意味する。

こうした点からもやはり最近の若者が海外生活を経験していない（＝内向き志向）という主張は誤りであるといえる。

注 1) 詳細は以下のとおり。

$$P_{g,i,j} = P_{g,i-1,j-1} * S_{g,i-1,j-1} + Mig_{g,i,j} \quad P_{g,i,j} =$$

i 年の性別 g 年齢 j 歳の海外在留邦人人口、
 $S_{g,i,j} = i$ 年の性別 g 年齢 j 歳の生存率、 $Mig_{g,i,j}$
 $= i$ 年における性別 g 年齢 j 歳の過去1年間の
 出国超過数。

文 献

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所. 2018 日本版死亡データベース (<http://www.ipss.go.jp/p-toukei/JMD/index.asp>)
- 2) 総務省統計局. 1996-2017人口推計年報.
- 3) 文部科学省. 2017『日本人の海外留学者数』等について. (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2017/12/27/1345878_02.pdf)

統計の散歩道

外国人の増加と治安の関係を考える

国立社会保障・人口問題研究所 コレカフ ユウ
国際関係部第二室長 是川 夕

わが国においては、「外国人が増えると治安が悪化するのではないか？」という問題提起が決まっ
てされるが、それは実際どうなのであろうか？ 今回はその点について簡単な考察をしてみたい。

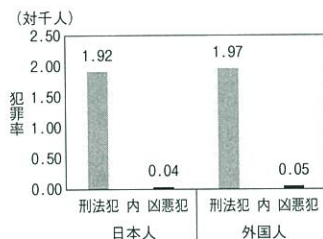
警察庁の統計¹⁾によると、平成29年の日本全体の刑法犯総数（交通業過を除く）の検挙人員は
215,003人であり、これを人口1,000人当たりの犯罪率にすると1.92となる。また、このうち、凶悪
犯罪による検挙人員は4,067人であり、犯罪率にすると0.04となる（図1）。

一方、外国人の犯罪については、同じく警察庁の統計¹⁾において、わが国に滞在するすべての外
国人の検挙人員、およびそのうち、ビジネスや観光を目的とした短期滞在者からなる「来日外国
人」の検挙人員について掲載されている。本稿では両者の差分から、日本に安定的に居住する定住
外国人の検挙人員を求めることで、在日外国人の犯罪率を求めたところ、刑法犯総数では1.97、そ
のうち凶悪犯については0.05となった（図1）。これだけみると、若干ではあるものの、外国人は
日本人よりも犯罪を犯しやすいように見え、外国人の増加は確かに治安の悪化につながるようにも
みえる。

しかしながら、犯罪率は年齢や性別によって大きく異なるため、異なる集団間の犯罪率を単純に
比較することは避けるべきである。この点、警察庁の統計¹⁾では外国人の年齢別の検挙人員数は公
表されていないため、公表されている日本人の性、年齢別検挙人員数のデータ¹⁾から、仮に外国人
が日本人と同じ犯罪率で犯罪を犯した場合の検挙人員を推計すると、刑法犯総数は5,114人、その
うち凶悪犯は124人となった、これらの実績値はそれぞれ4,497人、110人であり、それぞれ推計値
の0.87、0.89と1割強少ない（表1）。

つまり、外国人は日本人との性、年齢別の構成の違いを考慮するならば相対的に犯罪をしにくい
といえるのである。これは犯罪の検挙が、即強制退去につながりやすく、日本人よりも損失が大き
いためと考えられる。よって、外国人の増加が短絡的に治安悪化につながるという見解には疑問が
ある。換言すれば、若者が増えれば、その国籍に関わらず犯罪件数は増加するのであるが、外国人

図1 国籍および犯罪類型別の犯罪率(対千人)



出所 図1、表1とも下記資料より筆者作成
注 外国人の検挙人員は警察庁より公表されて
いる「平成29年の犯罪」にある「外国人」総
数から短期滞在者を中心とした「来日外国
人」の値を引いたもの。日本人は総務省統計
局の人口推計年報の10月1日時点人口、外国
人口は法務省の在留外国人統計より2017年
6月末時点人口を使用した。なお、便宜的に
総人口を日本人として読み替えている。本稿
では、刑法犯総数は交通業過を除いたもの。

の場合にその増加の程度は相対的に緩やかと考えられるのであ
る。

参考文献

- 警察庁 2018「平成29年の犯罪」警察庁ホームページ。(<https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h29/h29hanzaitoukei.htm>) 2019.1.25.
- 総務省 2018「人口推計(各年10月1日現在人口)2017年」総務省ホームページ。(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031690314&fileKind=0>) 2019.1.25.
- 法務省 2018「在留外国人統計(平成29年6月)」法務省ホームページ。(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031642050&fileKind=0>) 2019.1.25.

表1 外国人の検挙人員の実績値と推計値

	実績値 (a) (人)	推計値 (b) (人)	比 (a)/(b)
刑法犯総数	4 467	5 114	0.87
うち凶悪犯	110	124	0.89

注 各値の出所については図1と同じ。推計値を求
めるにあたっては、日本人の性、年齢別犯罪率を
求め、それを性、年齢別外国人人口に乗じたもの
を足しあげた。